

### Ⅲ 大阪における勤務評定反対運動の思想と状況 —勤評闘争の「大衆性」再考の試み—

広瀬 義徳

- 1 本稿の目的と課題
- 2 勤務評定反対運動をめぐる「大衆性」再考の論点
- 3 全国新聞紙、世論調査における勤務評定に関する意識状況
- 4 元組合員教師へのインタビュー調査から見える大阪勤務評定反対運動史の細部
- 5 結論に代えて

#### 1 本稿の目的と課題

本稿の目的は、大阪における勤務評定反対運動が、どのような思想でもって展開されていたのか、また、その運動がどのような状況・条件から成立したもので、いかなる課題を孕んでいたものであったのかについて、特に反対運動の「大衆性」再考という問いとの関連において論述しようとするものである。

すでに大阪の勤務評定反対運動の流れについては、今回筆者が属した調査研究班が協力を得てきたエル・ライブラリー（＝大阪産業労働資料館）所蔵の西村豁通／木村敏男／中岡哲郎監修『大阪社会労働運動史』第4巻（1991年）や、新修大阪市史編纂委員会編『大阪市史』第8巻（1992年）などに詳しく描かれている。本稿は、そうした先行する運動史叙述をふまえながらもやや異なる問題意識から当該反対運動について論じる。その問いとは、教師の勤務評定制度という教員評価制度の一つの形態をめぐって、どこまでその問題点が、当事者としての教師たちに認識され、また、それら教師と向き合っていた保護者や生

徒たちは何を求めていたのかが、その後の趨勢を方向づけた要因として一つの鍵になるのではないかというものである。この問いに対しては、筆者が2013年に実施した大阪の元日本教職員組合（以下、日教組と略記）傘下組合員教師などへのインタビュー調査結果を参考にしながら見解を述べてみたい。

また、それと関連する問いとして、先行研究において述べられている勤評闘争をめぐる「大衆性」説の再考を二重の意味で試みる。大阪においても一定規模で展開された勤務評定反対運動は、愛媛をはじめとする全国の勤評闘争の中で「表面的な激しさを伴わなかった」（増島宏、1958年、132頁）とも指摘される一つの独自性を有すると同時に、日教組に組織された当時の多くの現場教師に共通する思想と課題を有していた。大阪での反対運動の担い手たちを事例研究することで、勤評闘争の「大衆的成長」とされるものが、その実態において各地域の教師個人においてどのような質と差異をもって現象していたのか具体的な細部の様相を示す。それらひとつ一つを展開過程の諸契機としながらも、日教組の運動は、1960年代以降ある方向へと焦点を移行させていくこととなる。

他方で、筆者は、保護者など当時の一般的な人々の勤務評定に関する意識状況について、限られたデータながら新聞記事・世論調査結果を基に読み解き、勤務評定反対運動の外側ないし背後にあった「大衆性」の同時代的位相とその政治社会学的な含意を論じたい。

2010年現在の文部科学省調べによれば、今日、愛知県を除くすべての教育委員会において、教員個人を単位とした目標管理型などの教員評価制度が導入され、かつ実施されている（その一部は、明確に勤務評定に準ずる位置づけが与えられている）。こうした教員評価制度をめぐる全国的な事態の趨勢について、それを許し、または促進させた中長期の組織的、思想的、社会的な条件とは何かが問われる。以下、大阪での勤務評定反対運動の事例をふまえながらそれが何であったのかを探ってみたい。

## 2 勤務評定反対運動をめぐる「大衆性」再考の論点

教育行政によって1957年より始められた勤務評定の制定とその実施に対する教職員の一連の反対運動は、「勤評闘争」と呼ばれた。海老原治善氏は、この勤評闘争が、運動体としての日教組にとって持った意味を次の4点に分けて述べている。

『「職場が暗くなる」という認識から勤評闘争は始まったが、闘争の発展とともに、第一に勤評政策が民主教育の破壊であり、『戦争への一里塚』になるという方向へと認識は発展していった。そのことによって大衆的運動となっていた。第二に重要なことは、教師のきびしい職場闘争の連続的な過程（分会会議、校長交渉、勤評書の地教委からの奪還など）のなかで、はじめて教育労働者としての権利に目覚めていったことであった。労働組合としての教職員組合の大衆的成長を意味した。そして第三に、教師はこの闘争のなかで初め支持をうるために地域の父母の中に入っていたが、やがて進んだ地域では、父母たちは、闘争を支持する相手としてではなく、ともに闘う仲間として、教師と共闘する住民に成長していった。このなかで教師は、地域住民の生活現実にふれることができた。そこから第四に、自己の教育実践が、そうした地域現実や父母の生活要求とどうかかっていたのかが、きびしくとわれることになるのであった。父母の生活要求にねざす教育への要求とおのれの教育実践とのかかわりが、闘争の過程で大衆的に真剣にとわれてゆくことになった。』（海老原治善、1976年、209-210頁）。

上述のように整理された勤務評定反対運動の闘争史的な意味付与は、今日改めて検討されるべき論点を含んでいると考える。第一点目については、近年、元文部省初等中等教育局長の菱村氏が、「日教組は『勤評は戦争への一里塚』というスローガンを掲げて、闘争を押し進めた。それを進歩的文化人や進歩的教

育学者があおった。それにしても、なぜ勤評が『戦争への一里塚』なのか。いまからみれば、突飛で奇異なスローガンとしか見えないが、当時は、それを正しいと信じていたのだろう。」と揶揄混じりに批判している（菱村幸彦、2009年、108-10頁）。

逆に、同氏の勤務評定正当化の論拠は、それが1950年の地方公務員法制定当初より法律によって義務づけられていたものが、1956年の地方教育行政法制定時まで教育委員会の人事管理体制未整備から実施されていなかっただけであるのと、「企業経営でも官庁組織でも、人事考課や勤務評定は、人事管理の手法の一つとして、ごく当たり前に行われている。」という2つである（菱村幸彦、2009年、108頁）。

日教組の「勤評は戦争への一里塚」というスローガンは「いまから」見れば、「立場」によっては「突飛で奇異」に映るのかもしれない。しかし、占領解除後の1950年代後半は、旧内務官僚などが中央政治・官僚組織の重職に復活し、内務省解体後もその後続官庁などで「国家保守主義」の支配ネットワークが維持強化されていた典型的な時代である（中野晃一、2013年、参照）。1958年10月8日、岸内閣は、警察官職務執行法一部改正案を国会提出し、社会党を中心とする院内外での激しい反対運動が生起し、法案は同年11月22日、審議未了により廃案となった。岸信介は、周知の通り、東條英機内閣の開戦時の重要閣僚として極東国際軍事裁判でA級戦犯被疑者として3年半拘留され公職追放された人物である。この法案が、岸内閣が準備する1960年の日米安全保障条約改訂に向けた治安強化策であったことは確かである。

当時の日教組のみならず、今日においても明らかなように、米ソ二大国を頂点とする東西冷戦体制の進展を背景に、アメリカ合衆国の核兵器の傘の下、日米間に軍事的な同盟関係を構築しようとする日米安全保障条約改訂の問題は、次のような国内政治状況を生み出していた。

「社会党が安保『解消』の立場に立ち、いまや『完全左派』の浅沼委員長が

安保『廃棄』と『安保改定阻止』を掲げて党を率いていったということである。安保条約の存続を前提にしてその『改良』を図る岸政権と、安保条約そのものの存在を認めない社会党との間で繰り返される国会審議が、結局のところ『オール・オア・ナッシング』の闘いとなることは当然である。したがって国会審議の内容は、相互にいかなる妥協、歩み寄りも想定されてはいない。」（原彬久、2003年、148-149頁）。

当時の日本社会党、日教組といった革新系アクターが、上記のような政治的背景の中で、同じ自民党政権下で展開された勤務評定の政策を、戦後「民主教育」の「破壊」であり、「戦争への一里塚」であると位置づけたことには、むしろ相応の根拠があったというべきである。ただし、日教組本部の幹部層ではなく各地域の現場当事者である個々の教師たちにとって、言うところの「民主教育」と勤務評定という教員評価制度との関係について明確な整理がなされていたかどうかはわからない。今回筆者が行ったように、組合運動史の公式見解では表面化しない当事者教師などのオーラル・ヒストリーとなる証言（インタビュー記録など）が蓄積され、細部にわたって検証される必要がある。

また、「勤評そのものは是非か、教師に適用可能かどうか、それがもたらす職場への影響といった点からの認識から始まったが、（勤評）闘争の大衆的發展のなかで、勤評政策を中心とする岸政府の文教政策を全体においてとらえる方向に成長していったのである。」（海老原治善、1991年、347頁）という指摘は、教師自身が教育政策全体の動向とそれを取り巻く状況を的確に把握し、組織運動的に対応する上で重要な認識が形成されていったという点ではその通りだろう。その一方で、そうした全体動向・状況に向けた組織運動的なアンチテーゼは、同時に「勤評そのものは是非か、教師に適用可能かどうか、それがもたらす職場への影響といった点」について、つまり、そのアンチテーゼに従うことが思考停止することの合理化とならずに、教師個人々が、勤務評定に対して教員評価制度固有の認識を煮詰める内発的契機を十分に保持していたのかが問

われる。この論点は、後ほど考察を深めたい。

そして、海老原氏が指摘する第二、第三、第四の点と関連しては、『大阪の日教組運動50年の記録』（1997年）が、「日教組運動史にのこる勤評闘争—広範な学者・文化人・市民の支援で闘いすすむ—」との見出しで、大阪での勤評闘争がどのような運動として展開されたのかその特徴を記述しているのので、以下に取り上げたい。

「大阪における勤評闘争は熾烈を極め、2月から11月の間に十回も臨時大会を開催するというかつてない闘争体制を組織し、半日休暇闘争・府下各地での集会・府庁内座り込み・宿日直拒否・日曜一斉授業等、あらゆる戦術を駆使した統一闘争が行われた。また、これらの闘いは大阪地評や部落解放同盟等の支援を受け、府民ぐるみの闘いになった。しかし、府教委は10月29日に警官隊を導入して勤評規則強行制定をした。それに対して大教組は、11月5日、全日十割休暇闘争を組織して闘った。府・市教委は1959年5月に勤評闘争にたいして、免職18人を含む118人の処分を発令したが、その後の処分撤回闘争のなかで76年5月に免職者の復職を含む前進的和解を勝ち取った。」（大阪府教職員組合、1997年、28-29頁）

ここに述べられている通り、大阪での教職員組合を中心とする勤務評定制定・実施に対する反対運動は、結果として、統一ストライキを含む様々な闘争戦術を駆使した強力な性質のものとなった。その一方で、そうした帰結へ至るまでの反対運動の展開過程で表面化したように、大教組の組織分裂や他組合との路線対立、大教組内部の足並みの乱れや葛藤、妥協など看過できない課題があった（西村豁通／木村敏男／中岡哲郎監修、1991年、参照）。とりわけ「マイクロ過程論的」な歴史視点からすると（C・グラック、2007年）、運動に関与した個人レベルでの思想、動機、価値観には、初めから強固な一枚岩のイデオロギー先行型運動として組織化されたわけではない揺らぎや不透明さがあり、質的

（36）

な面で相当な多様性を抱えていた様相が見えてくるのである。この点は、その当時、大阪府立高校の教師として勤務していた方のインタビュー結果をふまえながら後に詳しく述べてみたい。

上記『50年の記録』では、この反対運動が、広範な学者・文化人をふくめ他の社会運動団体とも共闘するなど「府民ぐるみ」の性格を持った旨が述べられている。だが、これまでの勤務評定に関する先行研究でも、そうした運動体以外の一般市民が、どのようなまなざしでもってこの勤務評定を受け止めていたのかについては、必ずしも丁寧に語られてこなかった面がある。そのため、勤務評定の制定・実施に対する反対動向は、社会ないし世論の中でどの程度の広がりを持ち、どの程度に「理解」や「支持」、「連帯」を得られるものであったのかよく考えてみる必要がある。それらの状況を把握することは、冒頭に述べたような教員評価制度をめぐる長期的な事態の趨勢を方向づけた背景や条件がいかなるものであったか探る意味で重要である。

これは、先にも触れたように、海老原氏が、勤務評定反対運動がその闘争の発展とともに「大衆的運動」となり、日教組自身が「労働組合としての教職員組合の大衆的成長」を遂げたこと、そして、やがて「進んだ地域」では、父母たちが当該闘争を支持する相手としてではなく、仲間として「教師と共闘する住民に成長していった」と指摘していた点などを再考するという含意をもつ（海老原治善、1976年、209-210頁）。勤評闘争の過程で確立したとされる日教組の労働組合としての「大衆性」とは一体何だったのか。また、そうした反対運動の「大衆的成長」を促した「進んだ地域」の「教師と共闘する住民」に成長した父母たちとはどの程度の広がりを持っていたのか。そして、その後、それらの父母（＝保護者）は、急激に進む社会変化の中でどのようになっていったのだろうか。

前者の問いに関しては、参考まで文部科学省調べの日教組の組織率（＝加入率と新規加入率）の時系列的推移データを見ると、調査開始時の1958年は86.3%であり、1961年の80.2%までが全体加入率8割超であった。しかし、1967年に

57.2%となると、その後は1977年までは50%半ばで推移する。新規加入率の方も、1960年の調査開始時に76.9%であったものが、1964年には早くも53.8%と急落し、1976年まで50%前後で推移するようになる。特に1970年代を通した新規加入率の低下傾向は、全体加入率の低下傾向よりも激しく、1987年のデータでは、全体加入率が48.5%であるのに比して、新規加入率は24.8%と4分の1以下にまで低落している（文部科学省「平成25年度 教職員団体への加入状況に関する調査結果について」2013年10月1日現在）。

教育界でも、1958年制定のいわゆる義務標準法を安定した教職員配置・給与保障の制度的条件として、敗戦後から1950年代半ばまで続発した各地での教職員の整理解雇や給与未払い、昇給停止などの労働条件をめぐる深刻な紛争は、次第にその姿を潜めていく。高度経済成長期に確立する官公労を加えた総評主導の春闘方式によって労働政治が賃上げ闘争に焦点化された流れが、労働組合としての日教組の運動方針も基本的に方向づけていった。

1970年代には、日本労働組合総評議会（総評）、日教組などが、再びスト権奪還を目標にした実質的なストライキ闘争を展開する動きもあったが、1960年代以降は、どちらかという道徳教育を含む学習指導要領改訂反対闘争（1958年～1960年）や全国学力調査反対闘争（1958年～1962年）など、教育研究会などの場を媒介して国の教育課程・内容行政をめぐるイデオロギー闘争へと強くシフトしていった<sup>1)</sup>。1950年代から数度に及ぶ教職員給与制度の「合理的」再編も、1960年代1970年代における日教組運動の「成長志向」「専門職志向」を用意した条件であった。

このようにして、1958年を前後する勤務評定反対運動の過程で主体的に獲得されたように見えた日教組の労働組合としての「大衆的成長」は、それ以降、左右の党派論争を重ねながらも結果としては堅牢な基盤を構築するのと反対方向の道を辿った。一つには、1974年に、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（＝人確法）が制定されるなど、公立学校教員の処遇に関して、賃金上昇などの労働条件改善が政策



的に促進されたのと反比例するように、組織率の長期的低落が生じ、縮減していったことにそれが表れている。

もう一つの問いに関しては、次節で、当時の新聞報道や世論調査データなどを参考にしながら、「進んだ地域」のみならず、むしろ、その外側にあった「それ以外の地域」を含んだ全体の社会意識がどのようなものであったのか確認したい。

### 3 全国新聞紙、世論調査における勤務評定に関する意識状況

永岡順氏は、「全国の世論を二つに分ける勤評闘争は、連日新聞、テレビ、ラジオで取り扱われ、教組の統一行動は『教育ゼネスト』とさえいわれた。」（市川昭午編著、1975年、134頁）と述べ、「この教育界はじまって以来の紛争」と位置づけている。

ここでそのすべてに言及することはできないが、勤務評定制定・実施ないしその反対運動に関して取り上げた論文や本の一節を含めれば先行研究は非常に多く、勤務評定に関する歴史資料集なども出されている<sup>2)</sup>。だが、多くの先行研究は、政府・与党や教育行政による勤務評定の政策意図や政治経済的な背景、または、勤評闘争に関与した野党や教職員組合の戦略・戦術の説明と闘争結果などの論述によって占められており、一般社会の世論がどのような状況にあったのかについては必ずしも重視していない。

もっとも早い時期に世論を含めた勤務評定に関する問題状況を幅広く分析して見せたのが、国立国会図書課調査立法考査局による『教職員の勤務評定問題の概観』（国図調査資料 A78、1958年11月）である（以下、『問題の概観』と略記）。そこには「勤務評定に対する第三者の批判」と題して、新聞社の世論調査結果と社説に触れながら、当時の主要新聞の記事や論調が簡潔に要約されている。限定されたデータながら、政府・与党や野党・教員組合といったアクターとは異なる人々が、勤務評定をどう意識していたのかが窺える。

まず、『問題の概観』には、1958年8日からの3日間で実施された読売新聞社

の世論調査結果が記されている。第一問で、勤務評定に対する賛否を聞いたところ、賛成37%、反対26%だが、「わからない」という回答が賛成と同率の37%あったことについて、「この問題のむずかしさを物語るもの」であると述べている。これを職業別に見ると、商工企業（41%）、農林水産（39%）、労務現業（35%）、無職（33%）などが賛成の傾向にあり、自由専門（45%）と事務技術（43%）が反対の傾向にあった。次に、年齢別では、反対率が賛成率を上回る年代はなく、賛成率の高さは年齢の高さに正比例し、反対率は逆比例している。そして、男女別では、男性の賛成率（41%）が女性（32%）よりも高く、女性には「わからない」との回答（43%）の多いことが目立った。

すなわち、勤務評定に対する意識は性別や職業階層でやや異なっており、専門職層や事務技術職層で若い年代には反対が多く、賛成するのは商工業や農林水産業などの非ホワイトカラー労働者層と無業者層で年配の男性に多い。そして、女性は賛否を明確にしない割合が最も多く、賛成者でも男性より消極的である。

少なくとも勤務評定に対する賛成が37%で、反対が26%であったことは、その反対運動の「大衆性」についても、その時点ではこの世論調査回答者の4分の1程度を占めるような反対者の広がりを持っていたということが示唆される。だが、データを見る限り、賛成者とは違って反対者には強い理由づけが少ない。そうした反対の意見が持続する思想として深められ定着したのかどうかは危うい。

以下、第二問、第三問で聞いた賛否理由別の割合も一覧で示しておく。

表Ⅲ-1 勤務評定に対する賛成者の理由別割合

	賛成者の理由（選択肢）	割合
①	先生の質がよくなる	12%
②	先生が教育に熱心になる	8%
③	勤務状態がよくなる	4%
④	よい先生に希望を与える（よい先生と悪い先生の区別がはっきりする）	3%
⑤	教育の効果があがる	2%
⑥	その他	8%

Ⅲ 大阪における勤務評定反対運動の思想と状況（広瀬）

表Ⅲ-2 勤務評定に対する反対者の理由別割合

	反対者の理由（選択肢）	割合
①	教育の自主性、自由、中立性をそこなう	5%
②	校長や先生同士の間がうまくいかなくなる。職員室が暗くなる。	4%
③	先生が校長にへつらうようになる	3%
④	形式的な勤務になる	3%
⑤	子どもが先生を信頼しなくなる	2%
⑥	教育の質が低下する	2%
⑦	その他	7%

この世論調査結果を見ると、賛成者の理由のうち割合の高いものは、①の「先生の質がよくなる」（12%）と、②の「先生が教育に熱心になる」（8%）であり、教師の資質・能力とモラルを向上させる機能を勤務評定に期待する強い理由が挙げられていた。他方、反対者の理由のうち相対的に割合の高かったものは、①の「教育の自主性、自由、中立性をそこなう」（5%）と、②の「校長や先生同士の間がうまくいかなくなる。職員室が暗くなる。」（4%）であった。特に、反対者のうち最も多かった理由が、教育行政による勤務評定を用いた人事管理が教育の「自主性」「自由」「中立性」を損なうとする意見であったことは、今回のインタビュー調査における証言との関連で注目される。③の「先生が校長にへつらうようになる」とも合わせれば、教育行政の「中立性」確保などを立法趣旨とした地方教育行政法下での勤務評定制定・実施が、一般市民のある部分には、「自主性」や「中立性」を損なう政策として意識されたのである。勤務評定実施を通じた自民党政権による教育行政秩序の機能的集権化を感得した人々もいたかもしれない（荻原克男、1996年、参照）。

次に、『問題の概観』は、全国新聞紙の社説に見られる勤務評定に対する見解についても「新聞の社説は読者に対する影響が多大で、その点から国民のある問題に対する意見、すなわち世論を作り上げる作用をもつことを見のがすことはできない。」との考えから、4紙を取り上げている。

まず、毎日新聞社説については、1957年9月23日付けの『「勤務評定」は運用が問題だ』と題する社説で、勤務評定が法律に基づいて実施されることは当然

としながらも、それを文部省が「問答無用だという態度」をとることは遺憾だとしている。他方の日教組についても「ただ勤務評定実施の反対闘争をするだけ」では一般の支持は得られないのだから、勤務評定のどこが問題だという態度で訴えるべきで、つまるところ、勤務評定の問題は誤らない運用にかかっているという主旨だとしている。そして、1958年11月30日付け社説「勤務評定に冷却期間を」では、①法律ができてから相当年月勤務評定が実施されなかったのは、教職員の仕事の性質上、採点法によるいわゆる「科学的」評定が困難だという本質的な問題があるためであろうということ、②自民党が、日教組が教育を「偏向」させている原動力だとみてその対策として勤務評定に力を入れている政治的背景がある、との見解が示されているという。そのため、慎重な取り扱いをするという意味で、③勤務評定の実施に「冷却期間」を必要とするとの提案がなされているもの、とまとめている。

読売新聞の社説については、「勤務評定の処理は慎重に」と題する1957年12月12日付け社説を取り上げている。それによれば、公正、妥当な勤務評定による人事管理の実施を前提に、教育効果の充実向上を図る必要性を述べ、「良心的なりっぱな教員」と「無能な教員、ないし組合運動にばかり没頭して本来の任務を完遂しない教員」との間に差をつけないとしたら「とんでもない悪平等」であるとの立場に立ち、やはり「教育者の責務の特殊性」を十分に考慮して、納得のいく方法を見出した上で実施に持っていこうとしなかった文部省当局のやり方にも批判を差し向ける内容となっている。上記の毎日新聞社説に見られた①は、教職員の仕事そのものの独自の性質に、勤務評定が困難な理由を見出す論理で、日教組自身の認識にも一面において共通するものであったが、この読売の見解は、教職員の仕事に一般公務員などとは異なる特殊性を認めながらも、それに応じた勤務評定の方法論がありうるはずだとする点で、結論が違っていた。

1957年12月1日付け朝日新聞の社説「評定は教育委を中心に話し合い」を取り上げたところでは、その骨子が「すっかり政治問題化した事態」を打開するた

めには初めからの出直しが必要で、それには公表された全国教育長協議会の基準案に求めているかどうかとの提案がなされているという。日教組も、反対集会などより都道府県教育委員会と話し合う機会を持ち、政党や権力関係者はこの問題から手を引いて、教育委員会、校長会、教職員組合、教育学者らが膝を交えて話し合う場を作るべきであるとの主旨である。

勤務評定の実施を前提としたより具体的な提案については、東京新聞の1958年7月29日付けの「勤評の破局を救う唯一の道」と題する社説が取り上げられている。そこでは、勤務評定を社会の一般的な慣行であり、法律上当前の制定であるとしながらも、その内容の改善については協議の余地があるとしている。具体的には、これまで全47都道府県のうち39都県ですでに勤務評定が実施されている現実を率直に認識し、同年9月に始まる勤務評定提出まで、あるいは若干の遅れがあっても、文部省、教育委員会側も一歩を譲って、教職員組合と話し合う機会を作り、内容の改正も視野に入れた十分な検討による納得づくの提出となるよう提案したものである。

日本経済新聞、産経新聞など他の主要な全国新聞紙、地方新聞紙の社説についても同様の考察がなされるべきだがそれは今後の研究課題とし、本稿では、エル・ライブラリー所蔵の毎日新聞の勤務評定関連新聞記事資料をデータとして整理した中から、当該関連記事に、どのようなアクターが何回登場していたのかを1957年7月1日付け記事から1958年12月31日付け記事まで限定して示した表Ⅲ-3を見てもらいたい。14のアクターを設定したのは筆者であり、行為・発言の主体となるアクターの特定が判然としていない推定分も若干含まれたカウント数は参考程度に見ていただきたい。

なお、表Ⅲ-4には、当該関連記事が、勤務評定に関して賛否いずれかの立場ないしニュアンスで報道したのか、また、それが段見出しのある大サイズ記事から、かぶせ見出しの小サイズ記事までどのような紙面上の扱いであったかを整理して示した。約1年半の間に大サイズ記事報道が75もあった点は、勤務評定問題に対する社と読者の関心の高さが窺える。

表Ⅲ-3 毎日新聞紙上における勤務評定に関する記事に登場するアクターの出現数  
(1957.7.1～1958.12.31)

主体	教委	校長	教組	他組合	教師	PTA	保護者	自治会	生徒	一般市民	政党・議員	政府	学者	警察
回数	166	31	235	40	22	14	16	1	15	34	27	16	6	22

表Ⅲ-4 上記の記事内容における勤務評定に対する賛否と記事サイズ  
(1957.7.1～1958.12.31)

	賛成	反対	大	中	小	※賛否の項目は、少数の記事を「該当なし」として除外して処理。
記事数	104	227	75	136	91	

表Ⅲ-3を見ると、直接の当事者性を持つ教育委員会と教員組合というアクターが記事中で最も登場する頻度が高いという自然な結果だが、教育委員会とは異なる学校責任者としての校長や教員組合には属していない一般の教師も一定数登場していることが分かる。これまで研究上あまり語られてこなかった生徒、保護者、一般市民の声もある。出現回数はさほど多いとは言えないが、教育行政当局や教職員組合とは立場が異なる一般市民は、どのようなまなざしでもって勤務評定問題を受け止めていたのか。それは、勤務評定制定・実施に対する日教組の反対運動が、一般の人々の中にどの程度の広がりをもって「理解」や「支持」、そして、「連帯」を得られていたか考える上でも一つの参考となるものである。

一般市民の投書などには、例えば、次のような日教組批判が寄せられていた。「校長のごキゲンとりが多くなるとか、低く評定された先生に受持たれる父兄や子供の気持ちがどうか（中略）、もっともらしい理由をあげてはいるが、全部うそではないにしても、反対のための口実としか思えない。第一これは教員自身のほうとくでもある。自民党にも社会党にも偏せず、厳然たる中立的立場に立って、真に国家百年のため児童教育に専念するていの日教組ならば初めからこんな問題は起きないはずである。（中略）いかなる規制制定にしても必ず利害の反するもののあることは当然である。勤務評定にしても、多少の弊害はあっても、よい方が多ければ結構ではないか。」（石川県S・Y生、農業、44歳）とい

うものである。

あるいは、「警職法改正問題が大きな政治問題化しているとき、各地の教組が勤評反対闘争の際に用いている方法なり言動は、我々一般人にははなはだ矛盾を感じさせる。教組は基本的人権を守るために警職法改正にも強く反対しているはずなのに、その本人たちが教育委員や組合脱退者などの人権を侵害しているのは、なんとしたことか。（中略）十四日に起こった枚方の勤評闘争は、最近各地にひんぱつしている人権侵害にもう一つ追加したものである。」（大阪市、無職）とする投書である。

それに対して、「女の気持ち 勤務評定」と題する別な投書では、「さきの新教委法や国定教科書制定問題、いままたこの勤務評定実施と、まるで、政府は、政府の意のままになる教師を作り、教育の自由を破壊し、統一化をめざして戦前への逆コースをたどりつつあるように思えます。」（大阪府、主婦）として、むしろ、すし詰め学級解消などの教育環境を改善せずして「教育の成果が上がるはずがありません」とする声も寄せられていた。

投書記事に見られる勤務評定への賛否の数はそのまま世論の反映ではないが、世論調査の結果と近く、両論のうちでは賛成の立場からの意見がやや目立っている。

表Ⅲ-4にまとめた記事内容に見る勤務評定に対する賛否の論調は、賛成が104で反対が227と倍以上である。その賛否の振り分けは、明確な賛否の表現がある場合は迷わずよいとして、教職員組合側の主張やコメントをそのまま事実報道した場合、編集部がそれを主体的に否定・批判せずに情報発信しているという点から内容的に受容したものと賛否の「該当なし」と見なして形式処理したものがあつたため、あくまで相対的なものである。社説でも勤務評定の運用問題だけではなく、教師の仕事の性質それ自体に勤務評定が困難な本質的理由を見出す論理を展開していた毎日新聞だから、よりリベラルな編集の立場から一連の報道を行ったというわけでもないだろう。

ちなみに、一斉休暇闘争などを経た後の別な日付の社説（1959年2月16日）

では、同じ毎日新聞は、次のような見解を述べていた。「勤評を否定し、実力でこれをはばむという考え方は、これを定めた法律を無視するということになる。法治国のわが国にあって教職にたずさわる人々が法律を守らないというのは軽視することのできない傾向である。実力行使でいい分をとおそうという考えは暴力革命思想に通ずる。自分たちに都合のよい法規はこれをタテにして諸権利を要求し、都合の悪いものには従わないという考え方は、あまりに社会生活を無視した虫のよい考え方であって我々は強く排斥したい。」というものである(都道府県教育長協議会編、1959年、101頁)。

先に述べたように、1958年実施の読売新聞社の世論調査結果を見る限り、勤務評定に対する賛成者と態度保留者を合わせた74%の世論は、勤務評定反対運動に仲間として「教師と共闘する父母(=保護者)」とは違った位相にあった。政治社会学的な見地から論ずれば、1950年代半ばから1960年代にかけて「『匿名性を帯びた没个性的で受動的な非エリート集団』である『大衆』が構成する社会」状況(植村邦彦、2010年、234頁)が出現し、職業階層や性別による社会意識の差異も一部拡散ないし流動化するが、保守化は堅調であった。

1960年代の高度経済成長期になると、戦闘的な労働組合や左派革新系の政党、活動団体は政治的「敗北」を重ね、自民党の長期保守政権下で「企業共同体」「会社主義」のヘゲモニー支配が社会に浸透していったのである(石田雄、1991年、参照)。こうした変化が、長期的には、今日において新たな教員評価制度が導入されて実施されることを促した一つの条件であったと考える。

教育界に即して言い直せば、地域差はあっても、日教組が推進しようとしてきた「平和」や「民主主義」の理念に根差す教育実践の拡充よりも、高校・大学進学率の漸次的上昇による教育機会の量的拡大は、受験競争に「勝利」するための「効率的」な教育の成果を政官財界の側のみならず生徒、保護者の側の「草の根の学力主義」が求めた「学校化」の過程であり、多くの教師はそうした要求に応答することを職務であり実績であるとするあり方に全体の方向が動いていったと考える。



#### 4 元組合員教師へのインタビュー調査から 見える大阪勤務評定反対運動史の細部

##### (1) 新設 A 高校における勤務評定反対運動の背景と Y 氏の記憶と経験

本節では、2013年11月8日と11月29日に、それぞれ関西大学児島惟謙館とエル・ライブラリーで実施した当時日教組傘下の組合員であった元教師の Y 氏と H 氏のインタビュー調査結果<sup>3)</sup>によりながら、大阪における勤務評定反対運動史の中で、積極的に語られ、描かれてはこなかった運動過程の細部に焦点を当てる。勤評闘争といわれる運動が、各地域・各学校にあっては、はじめから「空中戦」たる政治イデオロギーによる組織的動員でもって遂行されたというより、当事アクター間の独自の紛争の背景要因や偶発的な出来事、立場や世代の差異、個人的な信念や価値観の相克、感情の葛藤などを内に含んで「地上」の日常的世界をベースに展開したものであった点を述べたい。

まず、Y 氏であるが、勤務評定が実施されるようになった1958年、59年の当時、新設校である大阪府立 A 高校の教諭であった。まだ20代半ばの若手教師であった。組合分会の専従がない中、持ち回りで選出するかたちから青年部代表の分会役員になったものの、証言によれば、「自分が分会を率いて勤評闘争の指導をしていくというのではなくて、その間も、おとなしい分会ですから、9回ほど行われた休暇闘争に参加したのは2回か3回かぐらいです。」(2頁)という状況であったそうである。A 高校における勤務評定をめぐる動きは、1959年2月8日に、校長が勤務評定書を提出したことに始まる。Y 氏は、「A 分会は休暇闘争の段階で大勢の脱退者が出ており、校長交渉もようしない分会だったから、府高本部（以下本部）が直接乗り込んで闘争することになりました。」(2頁)と記憶するその分会の弱さと、事態の経過を説明してくださった。府高本部が闘争主体となり、1959年の4月以降は「闘争はもう分会の手を離れて私達は何もできない状況になっていったわけです。」(3頁)と、その闘争が分会の頭越しに展開していった様相について述べている。

A高校における勤務評定反対運動が、他の学校のようにならず揉めた理由として、Y氏が後に知ったことは、校長が、新設A高校にPTAの資金で一切の寄付金をとらずに食堂付きの会館を教育委員会の建設許可なしに強行しようとしたという背景があったのだという。ご自身は、A高校の問題が国会や新聞などで大変注目されたにもかかわらず、「だから、勤評闘争そのものは、A高校はそんなに参考にはならないという気もするんですけども。」(2頁)と断っている。

証言によれば、A高校での紛争の発端は、勤務評定それ自体のイデオロギー統制の問題であるより<sup>4)</sup>、「古風で独善的な教育観や威圧的な姿勢」(3頁)であった当該校長と、戦後の「自由」な雰囲気の中で学生時代を過ごした高等師範出身の若手教師たちの間に、世代間の価値観ギャップがあったことを与件に、上記した会館建設をめぐる資金の不正使用疑惑が背景となったものであった。

なお、校長とY氏は、ともにA高校の勤務評定問題の中にありながら、同じ事態を別な視点から見ていた。それぞれ『赤い斑点 勤評大阪の陣』と『異聞・赤い斑点』という当事者の立場から執筆したドキュメント性のある「読物(推察による心理描写を含む)」が残されている。退職される前に校長職も経験したY氏は、いまでは当時の校長の願いや対応にも理解できる面があると付言されていた。

反対運動の過程で一方のY氏が考えたのは、「勤評反対の声を挙げたのは教育の立場からでした。勤評は教育の自由を奪う、教師の自由と創意を抑圧し、民主教育を破壊すると考えたことです。」(12頁)という。A高校の若手教師たちがその当時生徒の希望を実現すべく意欲的に進めていたような教育実践の自由が喪失することへの危機感であり、それが勤務評定を「民主教育を破壊する」ものとする認識を生んでいった。ただ、ここにいうA高校での「民主教育」とは、勤務評定政策の前に存在した守るべきものというだけでなく、その反対運動自体を通じて遂行的に構築されたという面を持っている。

というのも、Y氏自身が、むしろ、それまで「校長に反対の意見を述べても抑圧的に叱られるだけ」で「教育方針や学校運営にかかわることにもものを言わ

ないようになってい」たのが（5頁）、勤評闘争の一大経験から「分会が校長に対して無力」で校長に「ものを言わない教師」であったことが反省されて、1959年の4月以降に校長への異議申し立てをするよういわば成長していった旨を語っているためである。では、Y氏が拘った生徒たちの希望の実現とは何であったか。

インタビュー調査の証言から分かることは、「A高校の教師は授業に熱心で、ようやく来てはるとというイメージ」（8頁）が生徒の父母（＝保護者）たちにあったことで、勤務評定反対運動への「理解」や「支持」を得たというのではないが、闘争そのものへの批判は直接なされないという関係にあった。1959年2月まで「私も他の役員をしていた人も、地域の人と保護者と何の関わりも持っておりません」（6頁）という状況であった。Y氏は、そうした批判の不在に、保護者の側の「遠慮」を見ている。

第6期生がA高校の2年と3年であった当該年度に、勤務評定をめぐる「混乱」に巻き込まれながらも、開校以来向上してきた大学入試成績をさらに伸ばして最大の成果を上げたことが、Y氏が回顧する自負の一つであった。大学進学実績の向上という生徒や保護者の希望に応える生き生きした自由な教育実践が、勤務評定に抗してでも守るべき何かの要であった。だが、それは意外に、高度経済成長期以降、教育行政当局が求める教育実践の方向性とはるか遠くに離れた距離にあったわけではない可能性がある。Y氏の勤務評定制度それ自体に対する問題点の認識は、組合対策としての抑圧的な政治的意図以外では、主として勤務評定の運用技術的な困難さ、ないしはコスト対便益の過小さに絞られていた。

上記のような教育成果を上げるために必要な教員評価制度ならば肯定的に受容できるという思想的素地はあったのである。それでもY氏は自らのそうした信念を貫く教育実践が困難となることへの恐れから、勤務評定を許すことができなかった。と同時に、そこには「打算に負ける自己への不信」（12頁）があったのだと、揺れ動く内面世界の葛藤があったことを述懐している。

勤評闘争が始められても、生徒には授業を欠落させないことを伝え、A高校では生徒たちにその何が問題点であるかなどを「訴える」ことはしなかったそうである。大阪でも生徒会が勤評反対決議を上げるような学校が他にあったのとは異質であった。そのこともあってか、6期生の中には、Y氏が、2013年、同窓会新聞に『異聞・赤い斑点』のライブラリー寄贈の件を寄せて知ったが、「騒ぎがあっても、わからないまま卒業し、何があったか全然わからない。だから先生（＝Y氏）のもの（＝『異聞・赤い斑点』）を読みたい」（11頁）と言ってきた元生徒がいたという。

当該生徒には、教師らの勤務評定反対運動は近くにありながらも「見えない」別世界であった。こうした「マイクロ過程論」的なエピソードも、勤務評定反対運動史がたぐり寄せてきた「大衆性」なるものの過大視を回避し、当事者によって生きられた個別的な経験を再構成する作業にとっては意味がある。

## (2) 兄と同様、勤評闘争当時も組合幹部であったH氏の証言から

H氏は、大阪の天王寺師範本科を卒業し採用された後、S市立の小学校に勤務するところから教職生活を開始されている。

H氏の兄は、1946年に結成された大阪教育労働組合の執行委員、また、1947年結成の大阪教職員組合（＝大教組）の執行委員（後に書記長）、そして、日教組の中央執行委員として教員組合活動を中心的に担った人物の一人である。エル・ライブラリー所蔵の西村豁通他監修『大阪社会労働運動史』（1991年）の第4巻で、大阪の勤務評定反対運動史を叙述しているのもその兄である。

そうした「華麗」な経歴をもつ兄を見て育ったH氏自身も、兄の影響から教師となり、また、組合活動に携わるようになったという。20代半ばの1951年にはS教組書記次長、56年には同書記長を務め、勤務評定問題で揺れた当時も書記長の立場にあった。学校現場に戻った後、1963年にはS教組の執行委員長に選出されて7期務め、1970年からは大教組執行部書記次長を3期務め、現場復帰の1年を挟んで再びS教組の執行委員長を4期（計11期）経験している。S

教組は、「大阪の御三家」と呼ばれた強い闘争力・団結を誇った単組のうちの一つである。

H氏は、「ほぼ全部の教師と云っていいほどに、校長が勤務評定を何でできるのかという声です。例えば、中学校では教科が別々で、皆、専門職なのでから、中学校の教師の勤務評定することは無理があります。理系の校長であれば文系関係の教員の評定を、どうして出来るのかですね。要するに、教育の場へ勤評によって、教員を統制・支配というのかな、校長と教師の間に評定する者とされる者という関係を作ることによって、上下の関係を持ち込むもので、これはそもそもおかしいと感じていました。勤評試案が（都道府県教育長協議会から）出てきて、それを見て一層怒りというかな、反発、そういう気持ちが多く教師にあった、と思うんです。」（3頁）と述べている。

ここでは、中学校（や高校）ではそれぞれ専門教科が異なる多様な教師の仕事の評定する側となる「校長の評定能力」への一般的な懐疑が出発点としてあり、現場の教師間にタテの関係を構築し、それを統制・支配する制度として、勤務評定に「怒り」や「反発」を持つ教師が多かったことが述べられている。そうした感情が、分会会議から闘争委員会での意見集約の「赤裸々な」討論過程を通して、次第に深められていった様相が語られている。具体的には、討論では「分会での苦しい事情も語られたし、職場の人間にもルールが必要だと述べる発言者もいたし、とにかく建前論は姿を消して、人間の生きざま、教育論、そういった発言が続き」（3頁）、「討論の方向はやがて勤評を阻止し、S教組、その団結を強めることに発展して、午後6時半、万雷の拍手で10割全日休闘争結構の方針が確認されましたね」（3頁）と、11月1日の緊急に行われた全組合員集会の様子が語られた。

それに先立ち、「S教組では1学期の間、父母との地域会話集会を繰り返して、分会毎に父母に訴える内容を討議して地域へ出掛けています。校区の寺や公民館等で合計100箇所で開催を持った」（4頁）ということである。組合幹部ではなくそれぞれ学校の担任教師が父母（＝保護者）へ「訴える」中で、「先生は受

け持ちの子に通知簿つけてはるのに、なんで自分が評定されるのに反対ですか」(4頁)という質問が出たという。その際、「組合員は自らの教育実践を語り、教育を破壊する勤評は子どもを不幸にするといった意味のことを次々訴えていったという集会の報告」(4頁)があり、それによると「『勤評のことは良くわからん。そやけど、受け持ちの先生がおっしゃるなら、とにかく大変なんやろうな。』というような印象が多かったというものです。(中略)それでその報告のなかで、やっぱり日頃の教育実践が大事だと改めて思ったということも聞きました。」とH氏は証言している。加えて、「特に、日頃優れた教育実践をする教師ほど勤評に反対する意向が非常に高かったと思いますね。」とも述べている。

「優れた」教育実践というものが、どのような質の取り組みとして現象していたのか個別に検証される必要があるが、少なくともS教組に集った多くの教師たちと父母(=保護者)との関係は、勤務評定の問題が浮上した時も、日常的な教育指導と教科書無償配布運動、教育費削減反対運動、教育白書づくりなどの教育運動に基づく「暗黙」の信頼の上に、揺らがなかったことが分かる。それは、勤務評定の意義や問題点に関する認識を両者間の対話によって共有することで揺らがないものとなった、という意味とは若干違う<sup>5)</sup>。

逆にいうと、H氏が述べるように、「私はその当時の状況を思い出す時に、やはり今の教育状況、特に教師と保護者との関係ですね、それから世論の状況と比べて、当時と全く違うと思います。」(5頁)と、勤務評定反対運動を支えていた条件が状況変化によって失われると危機が招来した。

「教師に対して、非常に批判というか、そういった雰囲気を作られて」いる中で、「例えば、今、大阪では特に、『教育基本条例』が強行されて、そこから出てくるのは学校選択制、全国学力テストの学校別の成績の公開。それからさらに私が最も反発したいのは、教員の評価にかかわって保護者や生徒からの評価を取り入れ、評価する、されるという関係がつけられようとしてい」(5頁)る状況、換言すれば、中期的なスパンで顕在化してきた新自由主義的な説明責任・

自己責任言説の横行による新たな教育状況である。2000年代に入ると、東京都をはじめ大阪府などでも、教師は、校長の経営方針に従い、目標管理型の自己評価システムのなかで仕事の目標・過程・結果を点検・評価し、フィードバックする「自己規律する主体」化が図られる一方、保護者による学校評価アンケートが教師の頭越しに校長へ提出される形で、応答責任ならぬ説明責任を求められるようになってきている。

長期的には、H氏が強調した通り、「勤評以後の高度経済成長での政治なり経済、社会の大きな変化」（11頁）が背景にあり、近年は「それに教師の側も方針なり、目標が決めにくい。受験競争とか全国学力調査など、教育に市場原理を持ち込んで、競争させる現在の傾向のなかで保護者の関心、意識もバラバラだし、そんな中で信頼・連帯の関係を築くのは困難でしょうね。」（11頁）という事態に立ち至っている。

全国的には、日教組側の「敗北」によって収束した勤務評定反対運動であるが、その後、大阪でも大教組幹部の逮捕、免職処分などの弾圧がありながら、粘り強く団体交渉を重ねて、①現行の勤務評定は再検討すべきものと考えること、②1960年度の勤務評定は人事、給与に使わないこと、といった確約を得て、以後は実施が決まった勤務評定の「骨抜き（形骸化）」（6頁）を実現したのだという。

ただ、そうした大阪の運動も、教員評価制度固有の問題点を突き詰める論理から構築されたというより、むしろ政治情勢的な反対論であったのではないかとこの筆者の質問に、H氏は「それは言えますね」（8頁）と返答している。公立学校の教師には企業や官庁、他の対人援助職などにはある人事考課のような評価制度がなくてよいと正当化できる論拠が、運動に関与した教師個々のなかでしっかり生み出されたのかという点についても、「その辺りは、あの当時には全くと言っていい程なかったですね。」（8頁）と証言されている。

昨今の「(教員)評価制度に対して、私は反対するというよりも抗議として、現役にどういう助言ができるかと思いました。勤評のように聞えとは言えませ

んね。言えるのは、団結して、強行実施されても骨抜きにする、残念ながら、精々それぐらいしか言えない」（7頁）と前置きした後、H氏は、大阪府教職員組合が、対府教委要求として「教職員の評価育成システムは公平・公正性・透明性・客観性・納得性・合目的性を確立するため不断の制度改正に取り組むこと」を入れ、加えて「教職員組合が関与する苦情処理機関を早急に設置すること」や「総合評価の給与（昇給・勤務手当）への反映を止めること」といった要求項目を挙げている点に対して、「教員評価システムの悪質性を骨抜きするために具体的な要求で迫っていくものにとらえて理解できるのです。」（12頁）と述べた。

最後に、ここでも、当時の生徒が勤務評定の問題をどう見ていたのかについては、確かな発言が得られなかった。「あの頃の子どもの関係では、教師は子どもに勤評のアピールなどを一切していません。だから子どもの反応はなんとも言えません。とくにかく父母集会なんかを経て皆の一般的な気持ちとしては『授業はしっかりとセナイかな』と、そういう感想を漏らすのをいくつか聞きましたね。」（9頁）と述べられたにとどまる。

## 5 結論に代えて

当時大阪府のI高校生徒であったG氏へのインタビュー調査結果の分析は、今回の論文で扱うことができなかった課題、すなわち、生徒の視点から見えた大阪での勤務評定の問題とは何であったのかという問いに迫る別な課題作業に待ちたい。I高校の生徒会活動、作成された『I高校三年史』などの複写資料の提供も含め、生徒が見た当時における学校の日常世界がどのようなものであったかは、府立A高校生徒の作文、同窓会新聞などの提供資料ともあわせて、次の機会に論じてみたい。

1970年代のスト権奪回闘争を経て、日教組の内側から教師の「聖職性」容認理論や「ストライキ否定」路線が表れ横行するようになったとき、勤務評定反



対運動の帰結主義的な正当化となる「勤評闘争の『歴史化』」がなされたと、内田氏は述べている（内田宣人、2009年、11頁）。本稿は、部分的には重複しながらもそれとはまた違った問題意識から、これまでの勤務評定反対運動の「歴史」を脱構築し、特に大阪で起きた出来事の細部に着目するかたちで再構成する試みに踏み込んだ。それは、昨今の趨勢としてすでに定着も見られる新たな目標管理型教員評価システムの導入を許し、促すこととなった中長期の諸条件を、勤務評定反対運動の内側と外側における「大衆性」の二重の意味での再考を媒介にしながら探ることでもあった。

本文で触れた今後の研究課題は繰り返さないが、最後に、エル・ライブラリーの谷合佳代子館長に、勤務評定関連の貴重な所蔵資料を活用させていただいたお礼とともに、今回言及できていない膨大な資料類の扱いを課題として残してしまったお詫びを申し上げたい。また、今回の筆者の拙いインタビュー調査にも快くご協力いただいたY氏、H氏、そして、G氏にも記して感謝を申し上げる次第である。

### 参考文献

- 国立国家図書館調査立法考査局『教職員の勤務評定問題の概観』（国図調査資料 A78）1958年
- 増島宏「勤評問題の政治的構造—大阪府を中心として—」『社会労働研究』9、法政大学社会学部学会、1958年、123-145頁
- 都道府県教育長協議会編『勤務評定問題の経緯』1959年
- 綾仁信治郎／大橋敏夫『赤い斑点—勤評大阪の陣—』関西文庫、1960年
- 市川昭午編著『現代教育講座第2巻 戦後日本の教育政策—国民にとって教育とは何であったか—』第一法規出版、1975年
- 海老原治善『教育政策の理論と歴史』新評論、1976年
- 太田堯編著『戦後日本教育史』岩波書店、1978年
- 日本教職員組合／日教組弁護団編『戦後教育裁判史—日教組弁護団25年史—』労働教育センター、1980年
- 海老原治善『海老原治善著作集2 現代日本教育政策史 下巻』エムティ出版、1991年
- 西村益通／木村敏男／中岡哲郎監修『大阪社会労働運動史』第4巻、1991年

- 新修大阪市史編纂委員会編『新修 大阪市史』第8巻、1992年
- 石田雄『社会科学再考一敗戦から半世紀の同時代史一』岩波書店、1995年
- 荻原克男『戦後日本の教育行政構造』勁草書房、1996年
- 「50年の記録」編集委員会編『大阪の日教組運動50年の記録』大阪府教職員組合、1997年
- 日本教職員組合編『日教組50年史』日本教職員組合、1997年
- 原彬久『戦後史のなかの日本社会党一その理想主義とは何であったか一』中央公論社、2003年
- C・グラック著（梅崎透訳）『歴史で考える』岩波書店、2007年
- 内田宣人『ある勤評反対闘争史一教育労働運動論への試みと証言一』續文堂、2009年、オンデマンド版
- 菱村幸彦「戦後教育は終わった(10)なぜ『勤評は戦争への一里塚』なのか」『現代教育科学』52(1)、明治図書、2009年、106-110頁
- 植村邦彦『市民社会とは何か一基本概念の系譜一』平凡社、2010年
- 日本教育行政学会編『教育行政総合事典』CD-ROM版、2011年
- 中野晃一『国家保守主義一自治・内務官僚の軌跡一』岩波書店、2013年
- 荒井英治郎『教育政策オーラル・ヒストリー一教育改革と教育団体・マスメディア一』（科学研究費助成事業成果報告書、課題番号：24683029）、2014年3月

## 注記

- 1) 荒井英治郎氏は、『教育政策オーラル・ヒストリー一教育改革と教育団体・マスメディア一』（科学研究費助成事業成果報告書、課題番号：24683029、2014年3月）、元日本経済新聞社の黒羽亮一氏から、「日教組が勤務評定反対闘争後に教育課程反対闘争に強く以降した状況を示す資料として、1959年7月4/5日に千代田区公会堂・九段会館・教育会館の三会場で開いた『中央教育課程研究集録』（B5版、3段組、88頁）の冊子があることを紹介された」という（荒井英治郎、2014年、33頁）。
- 2) 代表的な研究書として、内田宣人『ある勤評反対闘争史一教育労働運動論への試みと証言一』（續文堂、2009年、復刻版）を、裁判闘争に焦点化したものでは、日本教職員組合／日教組弁護団編『戦後教育裁判史』（労働教育センター、1980年）を挙げておく。
- 3) 2013年のインタビュー調査の記録は、それぞれY氏が「勤評闘争に参加した新設A高校の当時から顧みる」、H氏が「教員と市教委、保護者、生徒の関係から＜教育＞を照射」で、その他、当時生徒であったG氏が「私たちが当時まとめた『I三年史』をもとに」と題して冊子化したものをエル・ライブラリーに寄贈・保存されている。
- 4) 増島氏は、1958年10月10日付け、大阪を中心に勤務評定の政治的対立の構造を扱った論文で「勤務評定は、現在の所、思想評定を表面には出していないが、文部省一教委一校長

### Ⅲ 大阪における勤務評定反対運動の思想と状況（広瀬）

のラインを通じて、教員個々に対する思想評定の可能性を常に内包する制度であり、ある意味では、政府の根本的な狙いはここにあるとあってよいであろう。」と述べていた（増島宏、1958年、123頁）。

- 5) 増島氏は、大阪における各分会、職場、父母集会などでの宣伝、討議を通して、「労働者階級をはじめ、あらゆる階層の間に勤評の意義が広がっていたこと、において、まさに画期的な闘いであった」と総括しているが（増島宏、1958年、134頁）、運動過程の細部をよく眺めれば、H氏の証言による「（保護者の）願いとしては、しっかり教えてほしいのです。そういう点でいうと、休暇闘争にはあんまり心こもってないことは確かでしょうね。」（10頁）といった保護者側の意識の不確実性や教育戦略も見えてくる。